

## 保証対象商品

塗膜の変色・褪色15年保証：株式会社LIXIL商品「Danサイディング」セルフフッ素コート品・フッ素コート品※・単色塗装品（フッ素）・フッ素プリント鋼板品の本体を対象といたします。

※IロフRF、カジュアルブリックIRF、セドナIRF、プレシャスウッドIRFは塗膜の変色・褪色10年保証。

塗膜の変色・褪色10年保証：株式会社LIXIL商品「Danサイディング」フッ素コート品・遮熱性フッ素SGL鋼板品・遮熱性フッ素鋼板品の本体を対象といたします。（役物・施工部材は対象外とさせていただきます）

## 保証期間

塗膜の変色・褪色15年保証：通常的环境下において施工完了日から15年間といたします。

塗膜の変色・褪色10年保証：通常的环境下において施工完了日から10年間といたします。

なお、本保証内容によって補償が行われた場合の保証期間は、はじめの保証対象品に適用した保証期間の残余期間とします。

## 保証内容

塗膜に著しい変褪色がなく、「著しい変褪色」とは、建築後の年数を考慮して外壁材外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。なお、保証内容に抵触するか否かについては、株式会社LIXILが品質保証条件と免責事項を確認した上で判断するものとします。

## 保証対象条件

以下の項目をすべて満たしている物件を本保証の対象物件といたします。

- ①弊社所定の「Danサイディング塗膜の変色・褪色15年保証書」または「Danサイディング塗膜の変色・褪色10年保証書」が発行されている物件。
- ②弊社純正の役物・施工部材を使用し、弊社発行の「テクニカルガイド」（施工時の最新版）に定める標準施工法で施工されている木造軸組建築物・木造枠組壁工法（2×4）建築物・不燃地下建築物。

## 補償方法

- 代替品の無償提供
  - 補修工事費の負担
  - その他保証者が最も適切と判断した方法による補償
- 上記の補償方法を決定する権利は保証者が有することとします。

## 被保証者

保証書の発行対象者は、元請業者様（住宅会社様・販売店様・建築会社様・工事店様）といたします。

## 免責事項

下記の事項に該当する場合は免責とさせていただきます。

### 1. 外壁材に対して過酷と思われる以下の使用場所における損傷

- (1) 火山、温泉地帯など地下からの腐食性ガスや、腐食成分を含む水（地下水を含む）、蒸気等を噴出している地域および施設・工場の周辺地域。
- (2) 酸（酸性雨含む）、アルカリ、塩素類等を相当量空气中に放出または含有する地域および施設・工場の周辺地域。
- (3) 海岸に極めて近い地域（海岸線より1km以内）および塩害地域。  
（塩害地域については、現象発生時に保証者が対象物件調査を行い、周囲の金属製品の腐食状況等から判断を行います。）
- (4) 湖・河川等の周辺で常時飛沫がかかるような地域。
- (5) 外壁材が変質・変形する恐れのある場所（給湯器や発電機・車輛等から排出されるガスや水蒸気があたる部位等）に使用された場合。
- (6) 鉄粉等金属粉・火山灰・セメントダスト等粉塵・農薬等薬剤・煤煙・カビ等が外壁に直接付着・堆積する地域・場所。
- (7) 商・工業炉の近くのような、常に高温環境にある地域・場所。
- (8) 農畜産施設などから発生する各種腐食性ガスが接触するような地域・場所および排泄物等が長時間接触している場所。
- (9) 沖縄県で施工された場合。

### 2. 保証者の責によらず発生した不具合

#### ① 不可抗力により発生した不具合

- (1) 天災地変等の災害により発生した損傷・不具合。
- (2) 暴動・テロ活動・政府による暴動鎮圧活動・内戦国際紛争・戦争・その他不可抗力により発生した損傷・不具合。

#### ② 誤った施工・維持・メンテナンスにより発生した不具合

- (1) 外壁用途以外に使用された場合。
- (2) 「テクニカルガイド」「総合カタログ」に記載された施工方法に従って施工・保管・取扱いがされずに発生した不具合。
- (3) 弊社純正役物・施工部材を使用しなかった場合および弊社製品以外の部材に起因した不具合。
- (4) 施工時、加工時、または施工後に発生した損傷に起因した不具合。
- (5) 施工に際して、折り曲げ・穴あけ等の加工を行ったことに起因した不具合。
- (6) 外壁工事完了後に、増築・改築・修補（事故の修補、再塗装・補修塗装も含みます。）の工事を行った場合。
- (7) 外壁工事完了後に、設備機器・看板・サンルーム等の取付工事等により不具合が生じた場合。
- (8) 現場塗装の塗膜、補修塗料使用箇所並びに保証対象商品の施工工事及びその他の工事上の瑕疵による不具合。
- (9) シーリング部分及びシーリングに係わる変褪色等の不具合。
- (10) 内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反り・狂い、または保証対象物件の他部材の瑕疵などの外因による不具合。
- (11) 内部結露等、サイディング裏面からの水分供給が原因の場合および予想外の気象原因に起因し、同種の近隣住宅と被害程度に差異が無い場合。
- (12) 釘部の錆やもらい錆及び化粧部材に起因した不具合。
- (13) 汚れ（伝い水による汚れ含む）・カビ・こけ・藻等による外観上の変化の場合。
- (14) 雨がかりしないため雨水による洗浄効果が期待できない部分。
- (15) 入居者（管理人含む）または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による不具合。
- (16) 初期の損傷を長期間放置することによって生じた拡大被害。
- (17) 鳥糞など動物の排泄物が付着した際、清掃せず放置した場合。
- (18) タワシ・ブラシ等不適切な器材および薬品等を用いた洗浄に起因した不具合。
- (19) 不適切なメンテナンスによる損傷の場合。

#### ③ その他

- (1) 納品当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で発生した不具合。
- (2) 保証物件申請書に記載されている内容と異なる事実があった場合。
- (3) 保証書の発行に至る手続きの中で不審な点が認められる場合。
- (4) 保証期間を経過後に申し出た場合、又は、保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出なかった場合。

## 保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」に必要事項をもなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社担当営業所へご提出ください。

※保証書発行の流れ（フロー）はP.45をご参照ください。

## 保証対象商品

株式会社LIXIL商品「Danサイディング」スチール品本体のみを対象といたします。  
(役物・施工部材は対象外とさせていただきます)

## 保証期間

通常的环境下において保証対象商品の施工完了日から(SGL品は15年間)10年間といたします。  
(セルフッ素コート品も施工完了日から10年間といたします。)  
なお、保証内容によって補償が行われた場合の保証期間は、はじめの保証対象商品に適用した保証期間の残余期間とします。

## 保証内容

- ①赤さび  
赤さびの発生面積が、全施工面積の5%以下であることを保証します。
- ②穴あき  
塗膜の劣化による腐食によって、鋼板表面に明らかな穴あきがないことを保証します。  
上記①および②の保証内容の適用の有無については、保証者が判断するものとします。

## 保証対象条件

- 以下の項目を全て満たしている物件を保証対象物件といたします。
- ①弊社所定の「Danサイディング本体赤さび・穴あき15年保証書」「Danサイディング 本体赤さび・穴あき10年保証書」が発行されている物件。
  - ②弊社純正の役物・施工部材を使用し、弊社発行の「テクニカルガイド」(施工時の最新版)に定める標準施工法で施工されている木造軸組建築物・木造枠組壁工法(2×4)建築物・不燃地下建築物。
  - ③2012年10月1日以降に納品された(SGL品は2018年8月1日以降に納品された)物件。

## 補償方法

- 代替品の無償提供
- 補修工事費の負担
- その他保証者が最も適切と判断した方法による補償  
上記の補償方法を決定する権利は保証者が有することとします。

## 被保証者

保証書の発行対象者は、元請業者様(住宅会社様・販売店様・建築会社様・工事店様)といたします。

## 免責事項

- 下記の事項に該当する場合は免責とさせていただきます。
- 1. 外壁材に対して過酷と思われる以下の使用場所における損傷**
- (1) 火山、温泉地帯など地下からの腐食性ガスや、腐食成分を含む水(地下水を含む)、蒸気等を噴出している地域および施設・工場の周辺地域。
  - (2) 酸(酸性雨を含む)、アルカリ、塩素類等を相当量空气中に放出または含有する地域および施設・工場の周辺地域。
  - (3) 海岸に極めて近い地域(「Danサイディング」スチール品本体のうちSF・SGL品は海岸線より1km以内、「Danサイディング」スチール品本体のうちSF・SGL品以外のものは海岸線より5km以内)および塩害地域。  
(塩害地域については、現象発生時に保証者が対象物件調査を行い、周囲の金属製品の腐食状況等から判断を行います。)
  - (4) 湖・河川等の周辺で常時飛沫がかかるような地域。
  - (5) 外壁材が変質・変形する恐れのある場所(給湯器や発電機・車輛等から排出されるガスや水蒸気があたる部位等)に使用された場合。
  - (6) 鉄粉等金属粉・火山灰・セメントダスト等粉塵・農薬等薬剤・煤煙・カビ等が外壁に直接付着・堆積する地域・場所。
  - (7) 商・工業炉の近くのような、常に高温環境にある地域・場所。
  - (8) 農畜産施設などから発生する各種腐食性ガスが接触するような地域・場所および排泄物等が長時間接触している場所。
  - (9) 沖縄県で施工された場合。
- 2. 保証者の責によらず発生した不具合**
- ① 不可抗力により発生した不具合**
- (1) 天災地変等の災害により発生した損傷・不具合。
  - (2) 暴動・テロ活動・政府による暴動鎮圧活動・内戦・国際紛争・戦争・その他不可抗力により発生した損傷・不具合。
- ② 誤った施工・維持・メンテナンスにより発生した不具合**
- (1) 外壁用途以外に使用された場合。
  - (2) 「テクニカルガイド」・「総合カタログ」に記載された施工方法に従って施工・保管・取扱いがされずに発生した不具合。
  - (3) 弊社純正役物・施工部材を使用しなかった場合および弊社製品以外の部材に起因した不具合。
  - (4) 施工時、加工時、または施工後に発生した損傷に起因した不具合。
  - (5) 施工に際して、折り曲げ・穴あけ等の加工を行ったことに起因した不具合。
  - (6) 外壁工事完了後に、増築・改築・修補(事故の修補、再塗装・補修塗装も含みます。)の工事を行った場合。
  - (7) 外壁工事完了後に、設備機器・看板・サンルーム等の取付工事等により不具合が生じた場合。
  - (8) 現場塗装の塗膜、補修塗料使用箇所並びに保証対象商品の施工工事およびその他の工事上の瑕疵による不具合。
  - (9) シーリング部分およびシーリングが起因して発生した不具合。
  - (10) 内部結露による下地材の腐食、経年変化による下地材の反り・狂い、または保証対象物件の他部材の瑕疵などの外因による不具合。
  - (11) 内部結露等、サイディング裏面からの水分供給が原因の場合および予想外の気象原因に起因し、同種の近隣住宅と被害程度に差異が無い場合。
  - (12) 釘部の錆、もらい錆、金属製の化粧部材または役物・施工部材に起因した不具合。
  - (13) 雨がかりしないため雨水による洗浄効果が期待できない部分。
  - (14) 入居者(管理人を含む)または第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による不具合。
  - (15) 初期の損傷を長期間放置することによって生じた拡大被害。
  - (16) 鳥糞など動物の排泄物が付着した際、清掃せず放置した場合。
  - (17) タワシ・ブラシ等不適切な器材および薬品等を用いた洗浄に起因した不具合。
  - (18) 不適切なメンテナンスによる損傷の場合。
- ③ その他**
- (1) 納品当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で発生した不具合。
  - (2) 保証物件申請書に記載されている内容と異なる事実があった場合。
  - (3) 保証書の発行に至る手続きの中で不審な点が認められる場合。
  - (4) 保証期間を経過後に申し出た場合、又は、保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出なかった場合。

## 保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」に必要事項をもれなくご記入の上、  
施工完了後3か月以内に弊社担当営業所へご提出ください。  
※保証書発行の流れ(フロー)はP.45をご参照ください。

# ■保証書発行の流れ(フロー)

## 保証書発行条件

弊社指定の「保証書発行申請書」に必要事項をみれなくご記入の上、施工完了後3か月以内に弊社担当営業所へご提出ください。

